

護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第29号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第33号 長井市重度心身障害児に対する手当の支給に関する条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成18年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案4件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、国道287号線長井南バイパスの完成並びに市道の延長に伴い、廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、草岡八反田線については、終点を新たに北工業団地の県道まで延長することから、新たな認定に伴い廃止するもの。今泉河井線については、通過交通量の少ない狭あいな道路を認定していることから、現実的に幹線として利用されている道路を認定するため廃止するもの。八ヶ森西線などの6路線については、国道287号線長井南バイパスの幹線に伴い路線が分断されることから、新たな認定を必要とするため廃止するもの、との説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、さきの議案第15号で廃止しました路線などを市道として維持管理を必要とするために、新たに市道として認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、草岡窪前線については、先に廃止した草岡八反田線の終点が変わることから、路線名を変更

して新たに認定するもの。八ヶ森西線などの6路線については、国道287号線南バイパスによって分断された路線を新たに側道を含めた路線として認定するもの。また、その他の路線については、分断された路線について、終点の変更や側道を含めるなどして新たに認定するもの、との説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、一部路線について、廃止前と新たな認定において幅員にかなりの違いがあるのはなぜかとの質疑がなされ、建設課長からは、新たな認定において狭あいな箇所が除かれたこと、そして隅切りの部分が広がっていることにより違いが生じているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本地東ノ峯線は、地元企業から拡幅等の要望が出されている路線であるかとの質疑がなされ、建設課長からは、商工観光課を通して舗装の要望が出されており、要望している企業は誘致企業でもあるので、前向きに検討したい旨の回答をしているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、財政運営の効率化を図るべく、長井市誘致企業基金に属する現金を繰りかえて運用できるようにするため、提案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長からは、長井市誘致企業基金は、日鍛バルブ株式会社に対して、当市から一たん交付した工場用地取得補助金が返還されたことにより設置されたものであり、財政上の必要があると

認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、各会計の歳計現金または現金に繰りかえて運用することができるようにするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、確実な繰り戻しとは、どのような方法であるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、繰り戻しの方法や期間、利率を定めることについては、収入役と基金の所管課長との協議により決定されるものであるが、市の会計間の現金移動であり、確実性に問題はないと理解しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、特定環境保全公共下水道事業区などの新たな区域の受益者負担金額を定めるため、提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、本案は、新たに第五負担区及び特定環境保全公共下水道事業区を拡大したことに伴い、1平方メートル当たりの負担金額を設定するため条例改正を行うものであり、公共下水道事業運営審議会に諮問をして答申を受けたものである。また、特定環境保全公共下水道事業区については、都市計画区域外であることから、地方自治法上の分担金としての取り扱いとなるため、両方を含めた条例の改正を行うものであるとの説明を受けたところあります。

質疑に入り、委員からは、都市計画税を納めていない地域にも下水道事業が導入されるのは、税の公平性からいかがなものかとの意見があるが、どのように考えるかと

+

の質疑がなされ、建設課長からは、下水道事業は、都市計画事業の一部であり、下水道事業のためだけ都市計画税をちょうだいしているものではない。既に定めている区域の中においても、都市計画区域の白地部分は課税対象外となっているため、また、公共下水道事業区域外では、農業集落排水事業や浄化槽事業を実施しており、いずれに対しても市の予算が支出されており、公平な負担になっていると考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第15、議案第19号 市道路線の廃止についてから、日程第18、議案第30号 長井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

まず日程第15、議案第15号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第16号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第26号 長井市誘致企業基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第30号 長井都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。